

豊中市消防表彰要綱

第1条 この要綱は、豊中市消防表彰規程（昭和34年規程第1号）（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、消防表彰規程の事務取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 所属長は、規程第2条に該当する者があり豊中市消防長表彰を行うときは、これを調査して速やかに具申しなければならない。ただし、特別の事由がある場合には、この限りではない。

第3条 前条の規定による調査は、様式第1号又は様式第2号の各項について綿密公正に行い、必要な資料を添え表彰事務主管課に提出するものとする。

第4条 主管課長は、前条の提出書類を調査して意見を附し、更に関係者合議の上、消防長に提出するものとする。

第5条 規程第2条に該当する者があり、消防署長表彰を行うときは、前条中「主管課長」を「予防広報担当副署長」に、「消防長」を「消防署長」に読み替えるものとする。

第6条 表彰の決定及び結果は、主管課長に通知するものとする。

附 則

（平成18年10月20日 豊消総第305号消防長通知）

- 1 この要綱は、令達の日から施行する。
- 2 豊中市消防表彰要綱（平成9年消防長訓令第7号）は、廃止する。

記載要領

- 1 この様式は、火災その他災害の現場活動、早期発見及び人命救助等の功績のあつた者の表彰具申に用いる。
- 2 標題は「人命救助」、「火災早期発見」等表彰具申の功績対象事項及び消防長、消防署長表彰の区分を表す字句を用いる。
- 3 被表彰者が市民の場合は、住所、職業（役職のある場合は併記）氏名を記すこと。
- 4 功績発生欄中の日時及び場所は、消防職員及びその団体にあつては、覚知の時刻及び場所を、市民及びその団体にあつては、災害発生の時刻及び場所を記載すること。
- 5 災害状況欄、被災建物、構造様式、坪数、損害額及び原因、人命救助にあつては、被救助者の住所、職業、氏名、年令及び受傷程度等を記載すること。
- 6 気象状況欄は、功績発生時の気象状況が当該功績に関係ある場合に記載すること。
- 7 功績事項欄は、事実を正確にかつ具体的に記載すること。
- 8 参考事項欄は、職員にあつては、平素の勤務状況、市民にあつては、社会的活動状況及び平素消防に対する協力状況等を記載すること。
- 9 必要資料（本人、所属幹部の報告書及び功績調査書並びに要因）は別紙として添付すること。

様式第1号

年 月 日

消防長（署長）様

所属長（主管課長）

に伴う消防長（署長）表彰について（具申）

このことについて、下記の者に消防長（署長）表彰をして下さるようお願いいたします。

被表彰者	所属別等		職階名		氏名	
功績発生	日時					
	場所					
気象状況	天候	風速	候位	メートル	災害状況	
	風向	風向	温度	度		
	湿度			%		
功績事項						
参考事項						

様式第2号

年 月 日

消防長（署長）様

所属長（主管課長）

に伴う消防長（署長）表彰について（具申）

このことについて、下記の者に消防長（署長）表彰をして下さるようお願いいたします。

被表彰者	所属別等	職階名	氏名
経歴概要			
功績事項			
参考事項			

記載事項

- この様式は、消防機械器具、施設の発明、考案改善等に関し功績のあつたものの表彰具申に用いる。
- 経歴概要欄は、職員にあっては、拝命後の履歴、市民にあっては社会的地位又は貢献事例を記載すること。
- その他功績事項欄及び参考事項は、様式第1号に同じ。